

鳥取県教育委員会告示第21号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択をしたので、告示する。

平成23年11月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

風俗習慣の部

名称	所在地
弓浜半島のトンド	米子市、境港市、南部町及び伯耆町